

(仮称) 狭あい道路の拡幅に関する条例(案)に対する  
パブリック・コメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法(人数)				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
1	1	1	0	0	0	0

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	建築基準法上の道路のみ対象かと思うが、該当しない狭あい道路についても、拡幅の推進をしていただきたい。	建築基準法上の道路以外にも市が管理している狭あいな道路も対象としており、同様に拡幅の推進に取り組んでまいります。